

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

自転車通勤の問題点と企業の対応

＜労災の適用、通勤費の取扱い＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

近年、健康意識の高まりや通勤時間の削減等を目的として自転車通勤をする人が増えています。私(山口)もたまに自宅から千駄ヶ谷の事務所まで自転車で来ることがあります(今は冬休み中ですが)。しかし自転車通勤者が増えるにつれて、自転車事故も増えており、平成20年の交通事故全体の21.2%を占めるにいたっています(警察庁HP)。今回は自転車通勤をテーマに取り上げ、通勤途中の事故に伴う労災の認定や通勤費の取扱いについて説明します。

1. 通勤災害の認定

Q1. 通勤の定義は？

労災保険において「通勤」とは、労働者が通勤に際し、①住居と就業場所との往復、②就業の場所から他の就業場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいいます。

なお、通勤途中に子供を保育園に預けてから会社へ向かうといった場合も就業のためにとらざるを得ない経路であるため、合理的な経路として扱われます。

Q2. 寄り道をした場合は？

労働者が合理的な往復の経路を就業・通勤とは関係のない目的で逸れたり(=逸脱)、通勤経路上で通勤とは関係のないことを行ったり(=中断)した場合は、その間及びその後の往復時に事故にあっても労災はおりません。

しかし、以下のような厚生労働省令で定める日常生活上必要な行為に該当するものを最小限度に行う場合であれば、本来の経路に戻った後は「通勤」として扱われます。

【厚生労働省令で定める日常生活上必要な行為】

- ①日用品の購入その他これに準ずる行為
帰り道惣菜を購入する、独身者が食堂に立ち寄る、クリーニング店、理・美容院に立ち寄る等
- ②大学院や職業訓練校等の教育訓練を受ける行為
- ③選挙権の行使
- ④病院等で治療を受ける行為

自転車通勤の場合は気分次第で気軽に通勤経路から外れることも可能であるため、自転車通勤者に対しては上記の点をよく説明しておくことが必要です。

Q3. 会社に無断で自転車通勤をしていた場合は？

会社には電車やバスを使用していると言っておきながら、実は会社(または最寄駅)まで自転車を使っていた、というケースがよく見受けられます。

この場合、一般的に使われる通勤経路であれば、会社が認める、認めないに関わらず、また普段自転車を使用しているか否かに関わらず、原則として合理的な方法とされます。よって、会社に無断で自転車通勤をしていた場合でもその間の事故は労災の通勤災害として扱われます。

Q4. 交通法規を犯した結果、事故にあった場合は？

「会社に遅刻しそうだったので、赤信号を無視して交差点を渡ろうとした結果、自動車と接触して負傷した。」このような場合は故意に生じさせた災害として労災給付が全額不支給か減額される可能性が高いと思われます。

なお、自転車通勤における事故については本人だけでなく、他人にケガを負わせてしまうことがあるので、自転車通勤者に保険加入を義務付けるといった対策も必要です。

2. 通勤費の取扱い

Q5. 通勤費をどのように設定するか？

自転車通勤の場合は交通費の実費はかかりませんが、自転車のメンテナンス費用、駐輪場代の補填や、環境問題、健康管理の点から自転車通勤を奨励するといった目的で通勤手当を支給する場合があります。なお、自転車通勤やマイカー使用者の通勤費には非課税となる1ヶ月あたりの限度額が定められていますので注意が必要です。

| 片道の通勤距離 | 1ヶ月あたりの限度額 |
|--------------|------------|
| 2km未満 | (全額課税) |
| 2km以上10km未満 | 4,100円 |
| 10km以上15km未満 | 6,500円 |
| 15km以上25km未満 | 11,300円 |
| 以下、省略 | |

駐輪場代の負担の有無、雨天時に電車やバスを使用したときの实費負担等も事前に定めておきます。

Q6. 自転車通勤を隠し、定期代を受け取っていたら？

受け取る従業員の方もあまり悪いと思っていないことが多いですね。会社の方針や賃金規程の内容にもよりますが、通勤にかかる「実費を負担する」というのが通勤費の目的であるため定期代を支給し続ける必要はありません。正確な通勤方法・経路の申告や変更の届出義務を従業員へ周知させ、通勤費に誤りがあった場合には遡及して返還させる旨を賃金規程に載せておくことが必要です。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・所得税確定申告(2月16日～3月15日)
- ・36協定の更新(有効期間4月～3月の企業)

● コラム ●

* 協会けんぽの健康保険と介護保険の料率が3月分(4月納付分)より引き上げられます。多くの健康保険組合も同時期に変更となります。顧問先企業様へは近日中に改定のお知らせと従業員皆様の新保険料を通知いたします。当月控除の企業様を除き、4月支給分の給与より変更です。ご注意ください。
* 暖かくなったら自転車に乗ろうと思っていたら、花粉が飛びだしましたね。もう少し倉庫に寝かせようと思います。(山口)